

電 子 提 供 措 置 事 項

第18期(2023年4月1日～2024年3月31日)

【事業報告】

当行の現況に関する事項

財産及び損益の状況、従業員の状況、営業所等の状況、
設備投資の状況、重要な親会社及び子会社等の状況、
事業譲渡等の状況

会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

社外役員に関する事項

当行の株式に関する事項

会計監査人に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

その他

【計算書類】

貸借対照表

損益計算書

連結貸借対照表

連結損益計算書

【監査報告書】

会計監査人の監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

監査委員会の監査報告書

株式会社 ゆうちょ銀行

1 当行の現況に関する事項

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
貯 金	189,593,469	193,441,929	194,951,503	192,802,939
定期性貯金	88,145,649	81,022,589	75,217,326	68,379,585
その他	101,447,819	112,419,339	119,734,176	124,423,353
貸出金	4,691,723	4,441,967	5,604,366	6,848,393
個人向け	97,383	83,582	80,419	73,236
中小企業向け	2,240	2,500	2,500	—
その他	4,592,100	4,355,885	5,521,447	6,775,156
商品有価証券	13	11	19	54
有価証券	138,183,264	139,549,103	132,769,420	146,459,322
国債	50,493,477	49,259,766	38,114,711	43,862,083
その他	87,689,786	90,289,336	94,654,708	102,597,239
総資産	223,847,547	232,922,083	229,545,202	233,854,645
内国為替取扱高	65,702,968	70,133,978	75,677,300	83,348,755
外国為替取扱高	百万ドル 396	百万ドル 333	百万ドル 299	百万ドル 219
経常利益	394,325	491,459	448,242	494,819
当期純利益	279,837	354,945	324,607	354,303
1株当たり当期純利益	円 銭 74.64	円 銭 94.68	円 銭 86.72	円 銭 97.92

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。
3 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$\text{1株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

- 4 2021年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、2021年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2021年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	1,946,728	1,977,640	2,064,251	2,651,706
経常利益	394,221	490,891	455,566	496,059
親会社株主に帰属する当期純利益	280,130	355,070	325,070	356,133
包括利益	2,470,383	△910,994	△364,552	292,767
純資産額	11,394,827	10,302,261	9,651,874	9,707,923
総資産	223,870,673	232,954,480	229,582,232	233,907,990

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 従業員の状況

	当年度末
従業員数	11,345人
平均年齢	45.2歳
平均勤続年数	20.7年
平均年間給与	7,116千円

- (注) 1 従業員数は当行から他社への出向者を含んでおらず、他社から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含む。）は含んでおりません。
2 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
3 平均勤続年数は、当行設立以前（民営化前）における勤続年数を含んでおります。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
北海道	5	(4)
東 北	10	(9)
関 東	70	(69)
東 京	42	(41)
信 越	6	(5)
北 陸	4	(3)
東 海	23	(22)
近 畿	44	(43)
中 国	11	(10)
四 国	6	(5)
九 州	13	(12)
沖 縄	1	(－)
国内計	235	(223)
海外計	－	(－)
合 計	235	(223)

- (注) 1 当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所、当行の無人出張所（当年度末現在6,526箇所）は除いて記載しております。
- 2 2023年5月に本店晴海出張所を、東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟43階から東京都墨田区菊川三丁目17番2号に移転し、本店菊川出張所へ改称いたしました。
- 3 2024年1月に名古屋支店浜松出張所の所在地の表示が、静岡県浜松市中区旭町8番1号から静岡県浜松市中央区旭町8番1号に変更されました。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
日本郵便株式会社	東京都千代田区	郵便業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など

二．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
ソニー銀行株式会社
株式会社SBI新生銀行

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	64,885
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ゆうちょ総合情報システム	39,012
ATM	14,382

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が 有する当行の 議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区	持株会社	3,500,000 百万円	61.50%	—

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした「日本郵政グループ協定」を締結しております。この協定を受け、当行は、日本郵政株式会社との間で、「日本郵政グループ運営に関する契約」等を締結し、グループ運営の重要事項を、同社との事前協議事項及び同社への報告事項としておりますが、同社は当行の意思決定を妨げ又は拘束しない旨、明定しております。

また、当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループのブランド価値の維持・向上を目的とした商標管理協定、日本郵政株式会社との間で商標管理契約を締結しており、これらの協定・契約に基づき、当行は日本郵政株式会社が一元的に管理する「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されております。

さらに、当行は日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループに属することによる利益の対価としてブランド価値使用料を支払っており、その算定方法は重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしております。

□. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ゆうちょローン センター株式会社	東京都墨田区	当行の口座貸越サービスの信用保証業務及び事務代行業務	2,000 百万円	100.00%	—
日本ATMビジネス サービス株式会社	東京都港区	現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務	100 百万円	35.00%	—
JP投信株式会社	東京都中央区	投資運用業、第二種金融商品取引業	500 百万円	45.00%	—
JPインベストメント 株式会社	東京都千代田区	有価証券等に関する投資運用業務及び投資助言業務	750 百万円	50.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

■ 重要な業務提携の概況

- 1 当行は、郵政民営化法第98条第2項第2号の規定により、銀行代理業務を日本郵便株式会社に委託しております。また、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、銀行窓口業務契約を締結しております。

なお、2018年12月1日に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、2019年度以降、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用（日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。）は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

この「交付金・拠出金制度」の導入を踏まえ、これまで日本郵便株式会社の委託業務に係る費用として当行が負担していた委託手数料は、交付金と新たな委託手数料で賄われることになっております。

- 2 当行は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第15条の規定により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務の一部を受託しております。

- 3 ATM・CD提携

当行は、次の金融機関と提携し、現金自動預払機等による現金の引き出し等のサービスを実施しております。

都市銀行（5行）、信託銀行（4行）、外国銀行（2行）、地方銀行（62行）、第二地方銀行（37行）、その他の銀行（13行）、商工組合中央金庫（1金庫）、信用金庫（254金庫）、信用組合（118組合）、労働金庫（13金庫）、信用農業協同組合連合会（32連合会）、農業協同組合（528組合）、信用漁業協同組合連合会（10連合会）、漁業協同組合（70組合）、証券会社（10社）、生命保険会社（5社）、クレジットカード会社（48社）、その他（8社）

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役			(年度末現在)
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	取締役 指名委員	日本郵政株式会社取締役	2024 年 3 月 31 日付で 辞任いたしました。
田中 進	取締役	日本郵政株式会社常務執行役	—
笠間 貴之	取締役		—
増田 寛也	取締役 指名委員 報酬委員	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役	—
山崎 勝代	取締役 監査委員 リスク委員		—
竹内 敬介	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員（委員長）	ブラザー工業株式会社社外取締役	—
海輪 誠	取締役（社外役員） 指名委員（委員長）	東北電力株式会社特別顧問	—
栗飯原 理咲	取締役（社外役員） 報酬委員	アイランド株式会社代表取締役社長	—
河村 博	取締役（社外役員） 監査委員（委員長）	弁護士 株式会社石井鐵工所社外取締役	—
山本 謙三	取締役（社外役員） 監査委員 リスク委員（委員長）	オフィス金融経済イニシアティブ代表 株式会社ブリヂストン社外取締役 住友生命保険相互会社社外取締役	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中澤 啓二	取締役（社外役員） 監査委員 報酬委員		長年にわたり株式会社 の経営及び 財務部門の 業務に携わ るなど、財 務及び会計 に関する相 当程度の知 見を有する もの
佐藤 敦子	取締役（社外役員） リスク委員	高崎経済大学経済学部国際学科准教授 株式会社ディー・エヌ・エー社外監査役	—
天野 玲子	取締役（社外役員） 指名委員	東日本旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役	—
加藤 茜愛	取締役（社外役員） 監査委員	アカネアイデンティティズ株式会社代表取締役 株式会社S U M C O社外取締役	—

- (注) 1 池田憲人、田中進、笠間貴之の3氏は執行役を兼務しております。
- 2 山崎勝代氏は、常勤の監査委員であります。常勤の監査委員を選定する理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部統制部門との連携を密にすることにより、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3 社外取締役である竹内敬介、海輪誠、粟飯原理咲、河村博、山本謙三、中澤啓二、佐藤敦子、天野玲子、加藤茜愛の9氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
- 4 2023年6月20日開催の定時株主総会において、笠間貴之、山崎勝代、天野玲子、加藤茜愛の4氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- 5 2023年6月20日開催の定時株主総会の終結の時をもって、矢崎敏幸、中鉢良治、漆紫穂子の3氏は任期満了により当行取締役を退任いたしました。
- 6 池田憲人氏は、2024年3月31日付で、日本郵政株式会社取締役を退任いたしました。
- 7 佐藤敦子氏は、2023年6月28日付で、株式会社経営承継支援社外取締役を退任いたしました。

執行役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	代表執行役社長	日本郵政株式会社取締役	2024年3月31日付で辞任いたしました。
田中 進	代表執行役副社長 (社長補佐)	日本郵政株式会社常務執行役	—
笠間 貴之	代表執行役副社長 (社長補佐)		—
矢野 晴巳	執行役副社長 (コーポレートスタッフ部門経営企画部、ALM企画部及びIT戦略部（サイバーディフェンス推進室の業務を除く。）の業務に関する事項)		—
小方 憲治	執行役副社長 (コンプライアンス部門、コーポレートスタッフ部門お客さまサービス統括部及び法務部の業務に関する事項)		—
小藤田 実	専務執行役 (営業部門の業務に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務に関する統括)	ゆうちょローンセンター株式会社取締役	—
玉置 正人	専務執行役 (リスク管理部門の業務に関する事項)		—
松永 恒	専務執行役 (システム部門の業務に関する事項)	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社取締役	—
田中 隆幸	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門人事部、ダイバーシティ推進部及び総務部の業務に関する事項)	日本郵政コーポレートサービス株式会社取締役	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新村 真	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部、IR部及び広報部の業務に関する事項)	ゆうちょローンセンター 株式会社取締役	—
奈倉 忍	常務執行役 (事務部門の業務に関する事項)		—
尾形 哲	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門IT戦略部サイバーディフェンス推進室の業務に関する事項及びシステム部門を担当する専務執行役の補佐)		—
中尾 英樹	常務執行役 (市場部門の業務に関する事項)		—
飯村 幸司	常務執行役 (監査部門の業務に関する事項)		—
岸 悦子	執行役 (東京エリア本部に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役の補佐)		—
當麻 維也	執行役 (南関東エリア本部に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役の補佐)		—
傳 昭浩	執行役 (事務部門を担当する常務執行役の補佐 (事務部門事務統括部に関する業務の総括に限る。))		—
福島 克哉	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務の総括に限る。))		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
蓮川 浩二	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門ALM企画部に関する業務の総括に限る。))		—
吉田 浩一郎	執行役 (営業部門を担当する専務執行役の補佐 (営業部門営業統括部に関する業務の総括に限る。))		—
加藤 久徳	執行役 (コンプライアンス部門を担当する執行役副社長の補佐 (コンプライアンス部門コンプライアンス統括部に関する業務の総括に限る。))		—
山本 潤	執行役 (リスク管理部門を担当する専務執行役の補佐 (リスク管理部門リスク管理統括部に関する業務の総括に限る。))		—
豊田 康光	執行役 (九州エリア本部に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役の補佐)		—
藤江 純子	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門お客さまサービス統括部に関する業務の総括に限る。))		—
植田 央	執行役 (営業部門を担当する専務執行役の補佐 (営業部門デジタルサービス事業部及びカードペイメント事業部に関する業務の総括に限る。))		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
青野 憲嗣	執行役 (地域リレーション部門の業務に関する事項)	JPインベストメント株式会社取締役 フロンティア・キャピタル株式会社取締役	—

- (注) 1 池田憲人、田中進、笠間貴之の3氏は取締役を兼務しております。
- 2 2023年6月20日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において小方憲治、松永恒、藤江純子、植田央、青野憲嗣の5氏が執行役に新たに選任され、小方憲治、松永恒の2氏は同日付、藤江純子、植田央、青野憲嗣の3氏は2023年7月1日付で就任いたしました。
- 3 2023年6月20日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏 名	地位（変更前）	地位（変更後）	異動年月日
笠間 貴之	専務執行役	代表執行役副社長	2023年6月20日
矢野 晴巳	専務執行役	執行役副社長	2023年6月20日
小方 憲治	(新任)	執行役副社長	2023年6月20日
玉置 正人	常務執行役	専務執行役	2023年6月20日
松永 恒	(新任)	専務執行役	2023年6月20日
中尾 英樹	執行役	常務執行役	2023年6月20日
飯村 幸司	執行役	常務執行役	2023年6月20日

- 4 2023年6月20日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会の終結の時をもって萩野善教、天羽邦彦、山崎勝代、牧野洋子の4氏は任期満了により当行執行役を退任いたしました。
- 5 谷垣邦夫氏は、2023年6月18日付で、当行執行役副社長を辞任し、2023年6月19日付で、株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長に就任いたしました。
- 6 池田憲人氏は、2024年3月31日付で、日本郵政株式会社取締役を退任いたしました。
- 7 松永恒氏は、2023年6月23日付で、日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社取締役役に就任いたしました。
- 8 当事業年度末日後に生じた執行役の異動として、2024年2月28日開催の取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏 名	地位（変更前）	地位（変更後）	異動年月日
笠間 貴之	代表執行役副社長	代表執行役社長	2024年4月1日
矢野 晴巳	執行役副社長	代表執行役副社長	2024年4月1日
新村 真	常務執行役	専務執行役	2024年4月1日

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動型 株式報酬	退職慰労金	その他
取締役	13名	133	133	—	—	0
執行役	31名	875	645	202	24	2
計	44名	1,008	778	202	24	2

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
3 取締役の支給人数は、無報酬の取締役1名を除いております。
4 当年度中に退任した取締役3名、執行役5名及び当年度末に辞任した執行役1名に係る報酬等を含んでおります。
5 業績連動型株式報酬には、当年度に費用計上した金額を記載しております。
6 役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。

【業績連動報酬等に関する事項】

(業績連動型株式報酬制度の概要)

業績連動型株式報酬制度については、「4 当行の株式に関する事項 (5) その他株式に関する重要な事項」をご参照ください。

(業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動型報酬の額の決定方法)

執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、執行役の職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに、当事業年度の会社業績（経営計画の達成状況等）に応じて変動する係数を乗じて付与ポイントを算定しております。執行役の個人別評価については、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定しております。会社業績に係る指標については、経営計画の達成度等について総合的な判断を行うため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当行の事業形態・内容に適したものとして、後段の「当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標、実績」のとおり設定しております。

また、執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役への支給株式の算定基礎となるポイントの減額・没収ができる制度を設けております。

なお、業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払割合の決定方針は定めておりません。

(当事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標、実績)

会社業績に係る指標	目標	実績
親会社株主に帰属する当期純利益	3,350億円	3,561億円
OHR（経費率）	67.0%	65.39%
営業経費削減（2020年度対比）	650億円削減	815億円削減
市場運用、リテールビジネス及び地域への資金循環・地域リレーション機能の強化等における中期経営計画の進捗状況、並びにESG経営関連指標の進捗状況	概ね計画通り進捗	
ESG経営の推進状況（定量指標を除く）、お客さま本位の取組み、システムトラブル、コンプライアンス違反の状況 等	・各種アプリ・ATM等の機能拡充 ・新しい法人ビジネス（Σビジネス）の基盤整備 ・当行株価の大幅な向上、PBRの改善 ・直営店等における部内犯罪の発生 等	

【当事業年度に係る会社役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うと報酬委員会が判断した理由】

当行では、報酬委員会において、後段の「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」に則って、取締役及び執行役の職責・役位に応じた報酬水準の相当性などについて多角的な検討を行い、「役位別基本報酬」、「役位別付与ポイント算定基準」及び執行役の業績連動型株式報酬について定める「株式会社ゆうちょ銀行役員株式報酬規程」を定めております。

これらの基準・規程に基づき、個人別の基本報酬額並びに業績等に応じた株式報酬に係る付与ポイント等を報酬委員会において決定しており、それぞれの内容は後段の方針に沿うものであると判断しております。

■ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とする。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬とすることができる。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
増田 寛也	会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。 会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
山崎 勝代	
竹内 敬介	
海輪 誠	
栗飯原 理咲	
河村 博	
山本 謙三	
中澤 啓二	
佐藤 敦子	
天野 玲子	
加藤 茜愛	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取締役・執行役 一部の子会社等役員 一部の社外派遣役員	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当行が負担する。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏 名	兼職その他の状況
竹内 敬介	ブラザー工業株式会社社外取締役
栗飯原 理咲	アイランド株式会社代表取締役社長
河村 博	弁護士 株式会社石井鐵工所社外取締役
山本 謙三	オフィス金融経済イニシアティブ代表 株式会社ブリヂストン社外取締役 住友生命保険相互会社社外取締役
佐藤 敦子	高崎経済大学経済学部国際学科准教授 株式会社ディー・エヌ・エー社外監査役
天野 玲子	東日本旅客鉄道株式会社社外取締役 株式会社横河ブリッジホールディングス社外取締役
加藤 茜愛	アカネアイデンティティズ株式会社代表取締役 株式会社SUMCO社外取締役

(注) 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
竹内 敬介	4年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度指名委員会8回開催のうち8回出席（100%） 当年度報酬委員会5回開催のうち5回出席（100%）	長年にわたる経営者としての豊富な経験・見識を活かして、事業・資本戦略の策定及びΣビジネスの推進等を通じた地域経済の活性化等について提言しました。また、報酬委員会の委員長として適切な役員報酬の決定等に係る議論を牽引したほか、指名委員会の委員を務め、取締役候補者の選任等について積極的に発言しました。
海輪 誠	4年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度指名委員会8回開催のうち8回出席（100%）	長年にわたる経営者としての豊富な経験・見識を活かして、事業戦略の策定、Σビジネスの推進等を通じた地域経済の活性化及び経営基盤の強化等について提言しました。また、指名委員会の委員長として取締役候補者の選任等に係る議論を牽引しました。
栗飯原 理咲	4年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 就任後における当年度報酬委員会3回開催のうち3回出席（100%）	デジタルマーケティング等について深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知識を活かして、事業戦略の策定、デジタルサービス及びDX推進等について提言しました。また、報酬委員会の委員を務め、適切な役員報酬の決定等について積極的に発言しました。
河村 博	3年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席（100%）	長年にわたり法曹の職にあり、法律実務家としての豊富な経験と専門的な知識を活かして、事業戦略の策定及びコンプライアンス態勢を含む経営基盤の強化等について提言しました。また、監査委員会の委員長として職務執行監査等に係る議論を牽引しました。
山本 謙三	3年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席（100%） 当年度リスク委員会7回開催のうち7回出席（100%）	金融市場・金融システムに関する深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知識を活かして、事業戦略の策定等について提言しました。また、リスク委員会の委員長としてリスク管理態勢の高度化、独立社外取締役会議の議長としてガバナンス向上に係る議論を牽引したほか、監査委員会の委員を務め、職務執行監査等について積極的に発言しました。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
中澤 啓二	1年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度監査委員会14回開催のうち14回出席（100%） 就任後における当年度報酬委員会3回開催のうち3回出席（100%）	株式会社の要職を歴任した豊富な経験・見識及び財務・会計に関する専門的な知識を活かして、事業・資本戦略の策定及びステークホルダーの皆さまへの情報発信等について提言しました。また、報酬委員会及び監査委員会の委員を務め、適切な役員報酬の決定や職務執行監査等について積極的に発言しました。
佐藤 敦子	1年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度リスク委員会7回開催のうち7回出席（100%）	市場運用・リスク管理、人財育成等に関する深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知見を活かして、事業戦略の策定、市場運用及び人的資本経営の推進等について提言しました。また、リスク委員会の委員を務め、リスク管理態勢の高度化について積極的に発言しました。
天野 玲子	9月	就任後における当年度取締役会10回開催のうち10回出席（100%） 就任後における当年度指名委員会6回開催のうち6回出席（100%）	株式会社等の要職を歴任した豊富な経験・見識及びリスク管理等に関する専門的な知識を活かして、事業戦略の策定、地域経済の活性化及び経営基盤の強化等について提言しました。また、指名委員会の委員を務め、取締役候補者の選任等について積極的に発言しました。
加藤 茜愛	9月	就任後における当年度取締役会10回開催のうち10回出席（100%） 就任後における当年度監査委員会10回開催のうち10回出席（100%）	人財育成等に関する深い見識を有しており、その豊富な経験と専門的な知見を活かして、事業戦略の策定、人的資本経営の推進及び組織風土改革等について提言しました。また、監査委員会の委員を務め、職務執行監査等について積極的に発言しました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	11名	103	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 当年度中に退任した取締役2名に係る報酬等を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数
発行済株式の総数

18.000.000千株

3,617,532千株

(自己株式70千株を除く。)

(注) 1 株式数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 自己株式には株式給付信託が保有する当行株式（1,379千株）を含めておりません。

(2) 当年度末株主数

568,655名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	2,224,866千株	61.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	279,774千株	7.73%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	83,444千株	2.30%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	33,738千株	0.93%
JPモルガン証券株式会社	26,643千株	0.73%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	20,095千株	0.55%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	14,338千株	0.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	13,419千株	0.37%
ゆうちょ銀行社員持株会	11,880千株	0.32%
多田 勝美	11,738千株	0.32%

(注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 持株比率は、自己株式（70千株）を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外取締役を除く。）及び執行役	6名	44,100株
社外取締役	—	—

(注) 「2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載の業績連動型株式報酬制度に基づき交付したものであります。なお、本制度は、当行株式及び一定割合の当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付するものであり、上記の株式の数には、金銭により給付される部分を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

■ 執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めるため、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

■ 管理社員に対する株式給付制度

当行は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

■ 自己株式の取得及び消却

当行は、2023年2月27日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当行定款第39条第1項の定めに基づく自己株式取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式消却に係る事項を決議しており、そのうち市場買付による自己株式取得及び市場買付による自己株式取得に係る消却について、以下のとおり実施いたしました。

1 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上及び株主還元の強化等を図るとともに、2023年2月27日付「株式売出しに関するお知らせ」にて公表した当行普通株式の売出し実施に伴う株式需給への影響を緩和するため

2 市場買付による自己株式取得の実施内容

(1) 取得した株式の種類	当行普通株式
(2) 取得した株式の総数	72,418,800株
(3) 株式の取得価額の総額	79,999,985,300円
(4) 取得実施期間	2023年3月22日から2023年4月27日 (2023年3月27日から2023年3月31日を除く)
(5) 取得の方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

3 市場買付により取得した自己株式に係る消却の実施内容

(1) 消却した株式の種類	当行普通株式
(2) 消却した株式の総数	72,418,800株
(3) 消却実施日	2023年5月31日

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 前野 充次 指定有限責任社員 菅野 雅子 指定有限責任社員 岡田 英樹	216	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 ②当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
3 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 261百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。

当行は、当該取引については、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しております。

ロ. 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての当行の取締役会の判断及びその理由

当行は、グループ内取引の管理に関する規程を定め、契約部署が取引の目的・必要性、取引条件の適正性等を事前に確認し、案件に応じて法務部・経営企画部等の点検や取締役会の決議を受ける態勢を整備しております。

このように、取締役会は、当行のグループ内取引の管理態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

なお、当行は日本郵政株式会社と人的・資本的關係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当行は、定款第39条第1項にて「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める」と規定しております。

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

見直し前の中期経営計画（2021年度～2025年度）においては、「株主還元・財務健全性・成長投資のバランスを考慮し、基本的な考え方として、配当性向は50％程度とする方針です。ただし、配当の安定性・継続性等を踏まえ、配当性向50～60％程度の範囲を目安とし、1株当たり配当金は、2021年度の当初配当予想水準からの増加を目指してまいります。」という基本方針を掲げておりました。

こうした基本方針のもと、当期（2023年度）の配当金については、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益が業績予想を上回ったこと及び今後の事業環境等を総合的に勘案した結果、配当予想から1円増額となる1株当たり51円（配当性向51.8％）といたしました。

なお、2024年5月15日公表の中期経営計画の見直しにおいて、「2021年度の当初配当予想水準からの増加を目指す」は、「2024年度の当初配当予想水準からの増加を目指す」に修正しております。

貸借対照表 (2024年 3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現金預け金	57,701,930	貯金	192,802,939
現金	285,554	振替貯金	12,694,358
預け金	57,416,375	通常貯金	110,416,248
コールローン	2,010,000	貯蓄貯金	818,257
買現先勘定	9,742,621	定期貯金	3,581,797
買入金銭債権	515,606	特別貯金	385,603
商品有価証券	54	定額貯金	64,797,788
商品国債	54	その他の貯金	108,885
金銭の信託	6,163,585	売現先勘定	24,042,626
有価証券	146,459,322	債券貸借取引受入担保金	2,373,799
国債	43,862,083	借入金	1,984,900
地方債	5,634,828	借入金	1,984,900
短期社債	891,924	外国為替	1,273
社債	9,443,422	未払外国為替	1,273
株式	22,177	その他負債	2,925,056
その他の証券	86,604,885	未決済為替借	42,282
貸出金	6,848,393	未払法人税等	53,725
証書貸付	6,773,866	未払費用	197,119
当座貸越	74,527	前受収益	15,754
外国為替	181,332	金融派生商品	2,362,389
外国他店預け	181,332	資産除去債務	77
その他資産	3,888,973	その他の負債	253,707
未決済為替貸	29,177	賞与引当金	7,249
前払費用	3,492	退職給付引当金	3,641
未収収益	253,571	従業員株式給付引当金	510
先物取引差入証拠金	153,827	役員株式給付引当金	427
金融派生商品	156,230	睡眠貯金払戻損失引当金	50,950
金融商品等差入担保金	1,780,423	負債の部合計	224,193,373
その他の資産	1,512,251	(純資産の部)	
有形固定資産	198,034	資本金	3,500,000
建物	70,388	資本剰余金	3,500,000
土地	63,720	資本準備金	3,500,000
建設仮勘定	17	利益剰余金	2,571,077
その他の有形固定資産	63,908	その他利益剰余金	2,571,077
無形固定資産	87,008	繰越利益剰余金	2,571,077
ソフトウェア	69,156	自己株式	△1,523
その他の無形固定資産	17,851	株主資本合計	9,569,554
繰延税金資産	58,850	その他有価証券評価差額金	1,357,803
貸倒引当金	△1,066	繰延ヘッジ損益	△1,266,085
		評価・換算差額等合計	91,718
資産の部合計	233,854,645	純資産の部合計	9,661,272
		負債及び純資産の部合計	233,854,645

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目		金 額	
		(単位：百万円)	
経常収益			2,650,083
資金運用収益		1,396,938	
貸出金利息		9,676	
有価証券利息配当金		1,343,868	
コールローン利息		575	
買現先利息		△4,177	
債券貸借取引受入利息		43	
預け金利息		32,077	
その他の受入利息		14,875	
役務取引等収益		181,084	
受入為替手数料		89,583	
その他の役務収益		91,500	
その他業務収益		4,833	
国債等債券売却益		4,833	
その他経常収益		1,067,226	
償却債権取立益		22	
株式等売却益		45,478	
金銭の信託運用益		1,007,703	
その他の経常収益		14,021	
経常費用			2,155,263
資金調達費用		698,339	
貯金利息		10,487	
売現先利息		323,741	
債券貸借取引支払利息		125,204	
コマーシャル・ペーパー利息		0	
借用金利息		1,760	
金利スワップ支払利息		234,260	
その他の支払利息		2,883	
役務取引等費用		29,554	
支払為替手数料		3,231	
その他の役務費用		26,323	
その他業務費用		142,974	
外国為替売買損		120,470	
国債等債券売却損		20,510	
金融派生商品費用		1,992	
営業経費		924,842	
その他経常費用		359,553	
貸倒引当金繰入額		37	
株式等売却損		333,756	
株式等償却		19	
金銭の信託運用損		10,853	
その他の経常費用		14,887	
経常利益			494,819
特別損失			1,903
固定資産処分損		1,692	
減損損失		210	
税引前当期純利益			492,916
法人税、住民税及び事業税		144,901	
法人税等調整額		△6,288	
法人税等合計			138,612
当期純利益			354,303

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	57,724,492	貯金	192,800,717
コールローン	2,010,000	売現先勘定	24,042,626
買現先勘定	9,742,621	債券貸借取引受入担保金	2,373,799
買入金銭債権	515,606	借入金	1,984,900
商品有価証券	54	外国為替	1,273
金銭の信託	6,163,585	その他負債	2,935,310
有価証券	146,490,662	賞与引当金	7,496
貸出金	6,848,393	退職給付に係る負債	2,056
外国為替	181,332	従業員株式給付引当金	510
その他資産	3,889,102	役員株式給付引当金	427
有形固定資産	198,302	睡眠貯金払戻損失引当金	50,950
建物	70,560	負債の部合計	224,200,067
土地	63,720	(純資産の部)	
建設仮勘定	17	資本金	3,500,000
その他の有形固定資産	64,004	資本剰余金	3,500,000
無形固定資産	87,624	利益剰余金	2,574,567
ソフトウェア	69,773	自己株式	△1,523
その他の無形固定資産	17,851	株主資本合計	9,573,043
繰延税金資産	58,062	その他有価証券評価差額金	1,358,768
貸倒引当金	△1,075	繰延ヘッジ損益	△1,266,085
投資損失引当金	△775	退職給付に係る調整累計額	1,101
		その他の包括利益累計額合計	93,784
		非支配株主持分	41,094
		純資産の部合計	9,707,923
資産の部合計	233,907,990	負債及び純資産の部合計	233,907,990

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		2,651,706
資金運用収益	1,397,149	
貸出金利息	9,676	
有価証券利息配当金	1,344,078	
コールローン利息	575	
買現先利息	△4,177	
債券貸借取引受入利息	43	
預け金利息	32,077	
その他の受入利息	14,875	
役務取引等収益	181,628	
その他業務収益	4,833	
その他経常収益	1,068,095	
償却債権取立益	22	
その他の経常収益	1,068,072	
経常費用		2,155,647
資金調達費用	698,339	
貯金利息	10,487	
売現先利息	323,741	
債券貸借取引支払利息	125,204	
コマーシャル・ペーパー利息	0	
借入金利息	1,760	
その他の支払利息	237,144	
役務取引等費用	28,612	
その他業務費用	139,949	
営業経費	927,804	
その他経常費用	360,942	
貸倒引当金繰入額	42	
その他の経常費用	360,900	
経常利益		496,059
特別損失		1,998
固定資産処分損	1,787	
減損損失	210	
税金等調整前当期純利益		494,060
法人税、住民税及び事業税	145,243	
法人税等調整額	△6,310	
法人税等合計		138,932
当期純利益		355,128
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,005
親会社株主に帰属する当期純利益		356,133

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前 野 充 次
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

-
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前 野 充 次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 英 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの株式会社ゆうちょ銀行第18期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程、監査委員会決議に基づく職務分担の定め等に従い、当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、Web会議等のツールも活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されているとおり、当行直営店及び郵便局における部内犯罪防止に向け、防犯の総合対策を整理・強化し、日本郵政グループ全体で推進する態勢の構築などに継続して取り組んでおり、監査委員会としては、改善の取り組みが継続的に行われていることを確認しております。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

株式会社ゆうちょ銀行 監査委員会

監査委員	河村	博	印
監査委員	山本	謙三	印
監査委員	中澤	啓二	印
監査委員	加藤	茜愛	印
監査委員	山崎	勝代	印

(注) 監査委員 河村 博、山本 謙三、中澤 啓二及び加藤 茜愛は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上